

三教学第 195 号
令和 7 年 4 月 25 日

保 護 者 様

学校教育課長

学校給食費等の徴収について（通知）

日頃より三島市の教育行政にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
令和 7 年度学校給食費等の額を決定しましたので、下記のとおり通知します。ご不明な点等ございましたら、下記までご連絡ください。

記

1 学校給食費等の年額

1 食当たりの学校給食費の単価×各学校・学年で年間に実施する給食の回数

（1 食当たりの単価…小学校 290 円、中学校 345 円）

令和 7 年度は 1 食当たりの単価に物価上昇分として 12% を上乗せした金額（小学校 325 円、中学校 386 円）で給食を実施しますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、市が差額を負担します。

2 学校給食費等決定通知書

裏面のとおり

3 納期限

毎月末日（振替日が土、日、祝日の場合は金融機関の翌営業日）

※第 1 期は令和 7 年 6 月 2 日（月）です。期限までに納付額をご用意ください。

4 その他

(1) 口座振替開始のお手続きが未完了の方は、至急、ご希望の金融機関窓口で手続をお願いします。

三島市取扱金融機関：スルガ銀行、静岡銀行、みずほ銀行、三菱 UFJ 銀行、清水銀行、静岡中央銀行、三島信用金庫、沼津信用金庫、静岡県労働金庫、富士伊豆農業協同組合、ゆうちょ銀行

(2) 学校給食費等減額申請書を提出している方には、後日個別に減額後の金額を記した学校給食費等変更決定通知書を送付します。

(3) 事故や傷病等により、給食を連續して 5 回以上受けないことが見込まれる場合は減額することができます。まず、学校へ連絡し、停止を希望する期間の初日の 3 日前までに「学校給食費等減額申請書」を提出してください。なお、再開を希望する場合は、再開する日の 3 日前までに学校へご連絡ください。

(4) 生活保護、就学援助の認定を受けている場合、認定期間中の学校給食費は公費負担となり、原則として納付は不要です。ただし、所得増加等により認定状況が変わった際には、学校給食費の納付が必要となる場合があります。

【問合せ】

三島市教育委員会 学校教育課 給食指導係
住 所 三島市中央町 5 番 5 号
電話番号 055-983-2688